

放送法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 放送に係る外資規制の実効性を確保するための制度の整備

放送に係る外資規制の実効性を確保するため、総務大臣が、認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社に対し、外国人等がその議決権に占める割合に関する事項等について資料の提出を求めることができることとする。 (本則関係)

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。 (附則関係)